

## 論 説

姓名に対する制限に関する  
諸外国の議論の状況(2)  
——特に漢字圏諸国・地区における  
議論を中心に——

矢 沢 久 純  
呉 奇 琦

## 論 説

# 姓名に対する制限に関する 諸外国の議論の状況(2) ——特に漢字圏諸国・地区における 議論を中心に——

矢 沢 久 純\*  
呉 奇 琦\*\*

- I 問題の所在
- II 諸外国の議論の状況
  - 1 韓国
    - (1) 韓国における法状況
    - (2) 小括(以上、50巻1・2合併号)
  - 2 中国大陸
    - (1) 姓名権総説
    - (2) 立法状況
    - (3) 具体的論点(以上、本号)

---

\*本学法学部教授

\*\*マカオ(澳門)大学法学院助理教授

## II 諸外国の議論の状況

### 2 中国大陸

#### （1）姓名権総説

中国では、2020年5月に新中国《民法典》（中国では法令名について二重山型括弧《 》で括るのが通常であり、本稿でもそのルールに従って記載する。以下、同じ。）が制定され、2021年1月1日から施行されている（同法第1260条前段）。その第四編が「人格権」とされ、総則や契約等と並ぶ一つの独立した編として人格権が規定されたこと、そして、婚姻家庭編（すなわち、いわゆる親族編）、相続編及び不法行為編の前に置かれていることが、中国《民法典》の顕著な特徴と評されている<sup>15)</sup>。その中の第三章が「姓名権及び名称権」と題された章で、1012条から1017条まで6ヶ条が置かれている。姓名権に関する明文を欠く日本としては、これらを学ぶことに意味があろう。ここでは、本稿と関係がある範囲内で、中国の制度について見ていきたい。

先ず、人格権の一般的規定として、《民法典》990条において人格権の定義が定められ、「姓名権」が人格権の一内容であることが明記されている。もともと、《民法通则》（1986年公布、1987年施行）の時代から、その99条で姓名権が書かれており、《民法総則》（2017年公布、施行）110条1項を経て、今日の《民法典》で詳細に定められるに至っている。姓名権の法的性質についても、詳しい議論がなされてきたと言える<sup>16)</sup>。例えば、姓名権の本質について、外国の議論も参照しつつ、所有権と捉える見解、無形財産権と捉える見解、身分権と捉える見解が論じられ、財産権ではなく人格権であることが論証されたりしている<sup>17)</sup>。こうした議論の中では「姓」に関する議論が多いが<sup>18)</sup>、本稿が特に問題としている「名」に関する議論に絞って、簡単に紹介したい。

#### （2）立法状況

具体的な論点を見る前に、立法面について確認しておく。以下、劉練軍

教授による研究を参照しながら紹介する。中国大陸において姓名に関する専門の特別法は存在せず、姓名登記についての規範が乱雑となっている。劉練軍教授の整理によれば、今日、姓名登記に関して規範性を有するものとして、次の５種類が挙げられる。①法律として《戸口登記条例》(1958年1月全国人大常委会制定)、②行政規則の性質を有する《公安部三局關於執行戸口登記條例的初步意見》(1958年4月)、③最高人民法院が、未成年子女の姓名変更問題について行なった三つの司法解釈、すなわち、《最高人民法院1951年批復》、《最高人民法院1981年復函》及び《最高人民法院1993年意見》、④公安部が出した一連の、問い合わせへの回答、すなわち、1995年《關於撫養人申請變更子女姓名問題的批復》、《公安部1995年通知》、《公安部2001年批復》、《公安部2002年批復》、2006年《關於父母一方亡故別一方再婚後未成年子女姓名變更有關問題處理意見的通知》、そして2008年《關於居民身分證姓名登記項目能否適用規範漢字以及外文字和符號填寫問題的批復》、⑤各省市区の公安機関が出した、それぞれの地区での姓名登記の規範となる戸籍管理規定がそれである<sup>19)</sup>。これらについては、前二者は1958年制定のものであり、1954年《憲法》を前提としており、その後の度重なる憲法改正や社会經濟の發展にも拘わらず、改正されていない。姓名権を含む人格権が基本的權利に上昇したと言える今日、姓名に対する多元的要求にも適していない。地方ごとに姓名登記を思い思いに行なっているという現象が見られる。こういった諸点から、姓名登記についての法制定を行うべき、とされている<sup>20)</sup>。

「姓名法」を制定するという構想は1990年代から存在し、實際、2003年の「两会」期間中には、当時の全国人大代表であった厲兵と張書岩によって「姓名法」が提案されたこともあった。それを受けてか、2007年6月に公安部が《姓名登記條例（初稿）》を完成させたが、あくまでもそれは公安部内での文書であり、法律としての効力を持っているわけではない<sup>21)</sup>。

### （３） 具体的論点

では、具体的論点について見ていこう。

(i) 第一に、命名権について<sup>22)</sup>。命名権は、自然人が自己の姓名を決定

する権利であり、基本的な人格権であると解されている。そして、《戸口登記条例》により、戸籍登記簿に記入される。このとき、出生時には実際の命名行為ができないので、後見人がその命名をなし、自然人が成年（満18歳）に達して完全な行為能力を取得した後は（《民法典》18条2項により、満16歳以上の未成年者で主に自己の労働収入により生活を送っている場合も完全な行為能力者であるから、そのような場合も含む。）、自らの意思で自己の姓名を決めることができ、後見人は、本人が命名権を行使するのを妨げるべきでないとする。

(ii) 第二に、文字については、《居民身分証法》(2003年公布、2004年施行) 4条1項は、「身分証は、規範漢字及び国家規格に合う数字符号を用いて記入する。」と定めている。これに関して、著名な事案が存在する。「趙C」事件がそれである。1986年に一人の子が生まれ、その父はその子に「C」と名づけ、出生登記がなされた（「赵C」）。この趙Cは、この姓名で2005年に最初の身分証を取得した。ところが、2006年、趙Cは第二の身分証への交換・発行を申請したところ、その地の派出所<sup>23</sup>に拒絶されたため、行政訴訟となった。二審の裁判所は、《居民身分証法》及び《国家通用语言文字法》(2000年公布、2001年施行) の精神に基づき、身分証の姓名登記は規範漢字を用いて記入しなければならない、趙Cは改名しなければならない、と判断した。最終的に本件では趙Cが改名に同意し、規範漢字を用いた新たな名前をつけることに同意して、和解という形で終結した<sup>24</sup>。

今日の中国大陸では、通常、簡体字が用いられているが、では、繁体字を名に使用することは可能なのか。《国家通用语言文字法》17条によれば、「姓氏中の異体字」については明文で繁体字の使用が保留されている。公安部は、《公安部關於啓用新的常住人口登記表和居民戸口簿有關事項的通知》(公通字〔1995〕91号)に基づき、原則として、國務院が公布した「汉字简化字」を用いなければならないと解している。しかしながら、以前に繁体字や異体字を用いて姓名登記が行われている場合には、そのまましておくことが可能である。これは、法的安定性を考慮しているからである

う。公安部は、2001年にすでに、もし人口情報管理システム上の文字集合の容量という技術的問題に過ぎないのだとすれば、解決可能であり、否定する理由にはならない旨を指摘していた<sup>25</sup>。

使用可能文字について、今日、《民法典》には限定する規定はないが、《姓名登記条例（初稿）》は、その13条で、次のように提言している。すなわち、「姓名には、次の文字、アルファベット、数字、符号を使用してはならない：（一）すでに簡体字となっている繁体字；（二）すでに淘汰されている異体字。ただし、姓の中での異体字は除く。；（三）自ら作った字；（四）外国文字；（五）中国語のピンイン文字〔表音文字のこと〕；（六）アラビア数字；（七）符号〔中国語で「标点符号」と呼ばれるもののことと考えられる。〕；（八）その他、規範を逸脱する漢字及び少数民族の文字の範囲以外の文字」、と。それに対して、劉練軍教授は、簡体字に限定すべきではないという立場である。すなわち、台湾地区の《姓名条例》2条1項が「辞源、辞海、康熙字典という一般に通用している字典又は教育部が編纂した国語辞典の中で列記されている文字を用いなければならない」（筆者訳）と定めていることを指摘して<sup>26</sup>、これを参考に、少なくとも《现代汉语词典》（中国社会科学院语言研究所词典编辑室編，商务印书馆出版）に収録されているすべての漢字<sup>27</sup>に姓名用文字を拡大すべきと解している<sup>28</sup>。

使用可能文字に関して、2016年7月に変化があった。「人民网」が報じたところによれば、公安部は、戸籍や身分証明書に用いられる僻字等の問題について2004年から継続して研究を続けてきたという。そして、2011年に修正《信息技术通用多八位编码字符集（UCS）》規格が公布された後、公安部は、人口情報管理システムを全面的にグレードアップグレードするように指示を出しており、国家規格が完全にカバーされるに至った。こうして、収録文字数は、72,000字を超えるに至ったという<sup>29</sup>。

公安部は同時に、香港・マカオ・華僑の中国人の同胞が中国大陸内部にて定住する場合に、中国語と英文を混ぜて、又はすべて外国語文で戸籍登記を要求してきたときは、公通字〔1995〕91号に基づき、漢字訳で記入しなければならない、本人が外国語文の姓名の記入を求めるならば、併記す

ることはできるが、中国語と英文を混ぜて姓名を記入することは許可しない、としている<sup>30)</sup>。

なお、《居民身分証法》4条2項は、「民族自治の〔行われている〕地方の自治機関は、その地区の実際の状況に基づき、身分証の漢字で登記する内容について、自治が行われている民族の文字を同時に使用すること、又は当地で通用している文字を選択して用いることを決定することができる。」と定めている。例えば、チベット族の場合、漢字で姓名が記載され、その上部に（ちょうど日本語の漢字に対するルビのような位置に）チベット語でも記載されるのである。

(iii) 第三に、姓名の構成について。《姓名登記条例（初稿）》7条1項は「姓名は姓と名の二つの部分から構成される。姓が前で、名が後ろである。」と定め、2項で「少数民族は、その民族の風俗習慣により姓名を定めることができる。」としている。イスラム教を信仰する民族等、姓のない民族は多い（ウイグル族、カザフ族、タジク族等）。《民法典》1015条も、1項で自然人は原則として父姓又は母姓に従うことを定めつつも、2項で「少数民族の自然人の姓は、その民族の文化伝統及び風俗習慣に従うことができる。」としている。実際、「自己の名+父の名（+その父の名）」で名前が構成されている者は多い。

(iv) 第四に、文字数について。法律上は、制限する規定はない。2001年に出した公安部の見解によれば、《民法通則》（当時）99条で「姓名権」が公民に保証されている点、我が国には民族が非常に多く、姓はかなり複雑で、風俗習慣が異なっている事情から考えて、戸籍登記機関は公民の姓名の文字数については制限を加えることは差し障りがある旨を述べている<sup>31)</sup>。《姓名登記条例（初稿）》14条1項は、少数民族等、それぞれの民族の文字を用いたり、中国籍となった外国人のように漢字訳した者を除いて、姓名は漢字2字以上6字以下とすべきであると提案している<sup>32)</sup>。公安部戸政管理研究中心の《二〇二〇年全国姓名報告》によれば、少数民族を除けば、大部分の者が、2字（姓1字名1字）、3字（姓1字名2字又は姓2字名1字）、4字（姓2字名2字）であり、4字を超える者は稀である<sup>33)</sup>。

(v) 第五に、語意による制限について。《民法典》1012条ただし書は、明確に、(自然人は姓名権を享有するも)「公序良俗に違反してはならない」と定めている。そして、《姓名登記条例(初稿)》12条は、「姓名には以下のような内容が含まれてはならない：(一) 国家又は民族の尊厳を害するもの；(二) 民族の良俗に違反するもの；(三) 民衆の良好でない反応又は誤解を招きやすいもの」と提案している。その理由としては、中国では従来、姓名は個人の絶対的自由に属するとは考えられておらず、それ故に姓名権の内包について解釈する際には、とりわけ個人にその姓名に対する命名権を与えるにあたっては、中国の特定の文化伝統及び道德倫理を考慮しなければならない、という点が挙げられている<sup>34)</sup>。劉練軍教授の研究によれば、公序良俗違反に関して議論されている例として、2004年に上海市で実際に起きたケースがある。王徐英という人物が日本式の姓名である「柴岡英子」(中国語だと、柴岡英子)に変更しようとして、姓名変更を申請したところ、現地の公安機関はこれを許可しなかった。そこで王徐英は裁判所に訴えた。二審まで争われたものの、いずれも敗訴で決着している(上海市第一中级人民法院(2005)沪一中行终字第33号行政判决书)。その訴訟において、公安機関と裁判所は、公序良俗を王徐英が日本式の姓名に変更するのに反対する理由としたわけではなかったが、しかし、中国人が日本式の名を内を含む外国式の名を付けることができるのかにつき、公序良俗の視点から議論している<sup>35)</sup>。

(15) 参见陈华彬：《论我国民法典的创新与时代特征》，载《法治研究》2020年第5期，第103页。邦訳として、矢沢訳「中国民法典の独創性と時代特性（2）」北九州市立大学法政論集49巻1・2合併号（2021年）236頁参照。

(16) 参见王利明：《人格权法研究》（第三版），中国人民大学出版社2018年版，第360页及以次。

(17) 参见同上书，第370-372页。

(18) 一例のみ紹介すると、「北雁云依」事件というのがある。自分の生まれた女の子の名を付けるに当たり、中国の著名な古典詩に基づき、「北雁」という姓を創姓し「北雁云依」という姓名で登記を求めたところ、拒否されたという事件である。2015年4月22日、原告敗訴の判決が出されている（山东省济南市历下区人民法院）。参

見刘练军：《姓名登记规范研究》，载《法商研究》2017年第3期，第68页。

- (19) 参见同上，第78页。
- (20) 参见同上，第78-79页。
- (21) 参见同上，第79页。
- (22) 参见王利明：《人格权法研究》（第三版），中国人民大学出版社2018年版，第373-375页。
- (23) 派出所というのは、身分証の業務を行なっている公安の末端機関である。
- (24) 参见王利明：《人格权法研究》（第三版），中国人民大学出版社2018年版，第373页、第377页；刘练军：《姓名登记规范研究》，载《法商研究》2017年第3期，第70页。
- (25) 公安部治安管理局2001年《关于对中国公民姓名用字有关问题的答复》（公治（2001）60号）第一项。
- (26) 筆者の一人・矢沢も、すでに前稿でこの条文を指摘した（315頁）。
- (27) この辞書に収録されているのは、約13,000字余りである。
- (28) 参见刘练军：《姓名登记规范研究》，载《法商研究》2017年第3期，第70页、第80页。
- (29) 人民网2016年7月24日、<http://politics.people.com.cn/n1/2016/0724/c1001-28579564.html>、2023年1月31日アクセス。
- (30) 公安部治安管理局2001年《关于对中国公民姓名用字有关问题的答复》（公治（2001）60号）第三项。
- (31) 公安部治安管理局2001年《关于对中国公民姓名用字有关问题的答复》（公治（2001）60号）第二项。
- (32) 前稿313頁の注(2)の最後の一文は撤回する（矢沢）。
- (33) [http://www.gov.cn/fuwu/2021-02/08/content\\_5585906.htm](http://www.gov.cn/fuwu/2021-02/08/content_5585906.htm)、2023年1月31日アクセス。  
もともと、筆者の一人・矢沢は、姓1字名3字の中国人とメールでやり取りしたことがあるが。
- (34) 参见王利明：《人格权法研究》（第三版），中国人民大学出版社2018年版，第381页。
- (35) 参见刘练军：《姓名登记规范研究》，载《法商研究》2017年第3期，第76页。

（未完）

付記①：本稿は、ある個人の方からの、北九州市立大学への、（筆者の一人である）「矢沢久純の研究」という目的を定めた奨学寄付金（2022年12月）による研究成果の一部である。ここに記して、感謝の意を表する。

付記②：前号付記②で触れた法制審議会戸籍法部会第7回会議（8月2日）

姓名に対する制限に関する諸外国の議論の状況（2）（矢沢・呉）

の議事録が公表されている。その後も月に一回ペースで会議が開催されており、第8回会議が9月26日に、第9回会議が11月1日に、第10回会議が11月17日に、第11回会議が12月5日に、第12回会議が令和5年1月12日に、第13回会議が1月26日に、第14回会議が2月2日に、それぞれ開催されている（[https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003012](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003012)、2023年2月15日アクセス）。それらの議事録であるが、第11回会議まで公表されており、第12回会議、第13回会議及び第14回会議の分については「準備中」となっている（本段落執筆時である2023年2月15日時点）。これらの会議では、寄せられた142件のパブリック・コメントを踏まえた今後の議論の方向性の検討、戸籍法改正の要綱案取りまとめに向けた検討、要綱案のたたき台の検討、要綱案の取りまとめに向けた議論が行われたようである。もちろん、これらについて、議事録を丹念に読んで検討する必要があることは言うまでもないことであるが、外国法について論じている本稿の問題関心とは離れるので、指摘のみに止めておきたい。一点だけ、重要と考えられる点のみ記載しておく、今回の戸籍における名前の読み仮名の問題が終結したら、旅券（いわゆるパスポート）のローマ字表記についても考え直さなければならいのではないかと指摘がなされていた（第7回会議）。パスポートは本人からの「こういう表記にしてほしい」との要望を受け付けており、素人考えかもしれないが、執筆者の一人の矢沢としては、旅券上のローマ字表記で外国で各種登録がなされている個人にとって、（戸籍が変わったからという理由で、新規の旅券申請をさせるのだとすれば、外国で旧旅券の表記で各種登録がなされている場合に）かなりの難問となって立ち足はだかるのではあるまいか。（2023年2月15日、本段落追加）

付記③：上記の通り、2023年2月2日に法制審議会戸籍法部会第14回会議が開催され、「戸籍法等の改正に関する要綱案」が決定され、同日、発表された（<https://www.moj.go.jp/content/001389862.pdf>、2023年

2月15日アクセス)。これは、単に戸籍にカタカナで読み仮名を付すという点だけでなく、いわゆる「キラキラネーム」に一定の制約を付す内容であったため、マスメディアによっても大きく取り上げられた（例えば、毎日新聞、<https://mainichi.jp/articles/20230202/k00/00m/040/094000c>、2023年2月15日アクセス)。同要綱案によれば、「氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設けるものとする。」とされている（第1の2）。ここには、「市町村長の行う本文第1の2の審査においては、幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする。」という注が付されているが、どこまでは許容されるのか定かではない。毎日新聞の同記事によれば、毎日新聞の法務省への取材によると、「一般に認められていない読み方の例として、(i) 反社会的、差別的、淫らで、名前にふさわしくない、著しく不快な読み方、(ii) 漢字の意味と反対の読み方（例：高〈ひくし〉）、(iii) 別人と誤解される読み方（例：鈴木〈さとう〉）、(iv) 漢字の意味や読み方から連想できない読み方（例：太郎〈まいける〉）、(v) 読み違いかはっきりしない読み方（例：太郎〈じろう〉）が報じられている。詳細な検討のためは議事録を丹念に読む必要があるが、全国民の名前に影響する重要な論点であるので、全国民に議論のための十分な情報と期間を提供した上で、法相への答申、国会への法改正案の提出は、慎重に行う必要があると考える。この問題の詳細な検討は他日を期す他ない。（2023年2月15日、本段落追加）

**Reprinted from**

**KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU**

**Journal of Law and Political Science. Vol. L No. 3 / 4**

**March 2023**

**Study on the Regulation of the Naming Right  
in the Chinese Character Cultural Sphere (II)**

**YAZAWA Hisazumi and NG Keikei**